

## 府教委、妊娠中の女性教職員 への配慮を通知

府教委は5月22日、各校長宛てに「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正について」を通知しました。各校長に対し、「妊娠中の女性教職員から申し出があった場合は、下記のとおり対応するなど、教職員に対する適切な配慮」を求めています。

### 1 指針の改正内容

妊娠中の女性教職員が母子保健法の保健指導又は健康診査を受けた結果、当該女性教職員の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的ストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、母子保健法の保健指導又は健康診査を行う医師又は助産師（以下「医師等」という。）からこれに関する指導を受け、それを校長・准校長に申し出た場合、校長・准校長は、医師等の指導に基づき、当該女性教職員が指導事項を守ることができるようにするため、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業）等の措置を講じなければならないというもの。

医師等が行う指導の標準的な内容として、「作業の制限」又は「出勤の制限」の措置のいずれかを選択的に講じることが求められ、校長・准校長はいずれかの措置を講じれば足りるものとされている。

### 2 大阪府における主な措置の内容

#### ①作業の制限

新型コロナウイルス感染症に関するおそれに関する心理的なストレスを軽減するために必要かつ充分なものを行うこと。具体的にどのような配慮が必要か教職員と十分協議しながら対応する。

#### ②出勤の制限

在宅勤務により対応することを基本とし、必要に応じて校長・准校長は業務の見直し等を行うものとする。なお、休業が必要な場合は、病気休暇の対応となる。

### 3 適用期日

令和2年5月7日から令和3年1月31日まで

### 人員・予算を措置し、安心して働ける職場を

府高教は、これまでの緊急申し入れの中で、妊娠中の女性教職員への配慮を求めてきましたが、通知として各校長へ発出したことは大きな前進です。しかし、人員・予算の充実や制度の拡充などの措置がなければ、当事者は周囲に気を使ってしまうことになりかねません。また、基礎疾患のある教職員、高齢の同居親族がいる教職員などについても配慮が必要です。府高教は、引き続き、現場の要求を集約し、府教委へ実効性ある感染予防対策や人員・予算措置を求めていきます。

＼＼みんなの願い、みんなで実現！あなたも府高教へ／／